

令和 2 年 6 月 25 日現在

機関番号：12701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K16913

研究課題名（和文）功績概念の再検討を通じた応報刑論の擁護とその含意の解明

研究課題名（英文）Rethinking Desert: Its Implications to Retributivism and Other Issues

研究代表者

米村 幸太郎 (Yonemura, Kotaro)

横浜国立大学・大学院国際社会科学研究院・准教授

研究者番号：00585185

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：「あの人のやったことは賞賛に値する」のような「～に値する」の概念を、道徳哲学では「功績（desert）」と呼ぶ。本研究では、この「値する」の概念、すなわち功績概念の分析と、正義の理論にとってのその位置づけを検討することで、刑罰に関する応報主義の立場が正当化できるかを考えようとした。正義の理論において功績概念が役割を果たすことを否定する議論もあるが、本研究ではその立場に反対し、少なくとも匡正的正義の分野では功績を基底にした議論が成り立つ余地があり、それは刑罰を公正さの観点から正当化するフェアプレイ論の一種となると論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、以下の点で学術的特色と独創性を有すると考えられる。功績概念の分析と理論的位置づけ：管見の限り少なくともロールズ以降の論争を押さえた研究は国内には存在しなかった。この点で本研究は功績についての国内初の本格的な研究として特色を有する。また、分析法理学の知見を参照した刑罰基礎論への寄与という点でも一定の学術的意義を有する。また、功績基底的な応報主義がフェアプレイ論の一種として理解できるという本研究の立場は、応報主義が馬鹿げた立場ではなく、リベラルな立場にとっても真剣な理論的検討に耐えうる立場として構築しうることを意味しており、その点で意義を持つ。

研究成果の概要（英文）：Desert is one of the basic moral concept. However, what is desert? What role, if any, does this concept play in moral theory? The aim of this project is to answer these questions and explore its implication to retributivism. I examined the arguments proposed by John Rawls and his critics, and argued that even if desert has no role in distributive justice, a desert-based conception is possible and plausible as retributive justice. Rather, I urged that Rawls's "Justice as Fairness" require some desert-based punishment for accomplishing fairness between citizens.

研究分野：基礎法学

キーワード：正義論 功績

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本の刑事システムは近年大きな変革を経験してきたが、その背後にあったひとつの動向として、応報的刑罰実践への世論の支持を指摘できるだろう。しかしながら、そもそも犯罪に対して相応の報いを与えるというのはどういうことなのか。それは刑罰の道徳的正当化根拠として正当なのか。素朴な応報感情を「過度の重罰化へとつながる危険なもの」として退ける立場も、応報それ自体の妥当性については曖昧で両義的な態度の表明に留まる場合が多い。かかる事情の理論的要因には、応報を根拠にした刑罰実践の正当化(以下、応報主義(retributivism)と呼ぶ)の内実とその正当化可能性の解明が、不十分なままに留まっている点が指摘できる。

刑罰についての応報主義の根拠として、最も有力視されるのは「功績 desert」の観念に訴える議論である(「功績」は一般的には専ら肯定的な評価とその対価を指すため、それに限定されない desert の訳語としてはぎこちない面があるが、定着した訳語に従う)。「勤勉であるがゆえに彼は昇進に値する(deserve)」と言う時のように、功績 desert の観念は、我々の日常的実践的判断に深く根ざしている。また、「各人に各人に値するものを与えよ」という命題こそが正義の核心であるという理解もある。かかる理解に立てば功績はまさに正義の核心を為す観念ということになる。応報主義の論拠は、「悪行に対する相応の報い」としての刑罰は「各人にそれに値するものを与えよ」という、まさに功績の一形態であることに求められるようにも思われる。

だが、功績概念自体を検討する研究は、国内では研究開始当初殆ど見られないと言ってよかった。その原因としては、現代正義論の嚆矢であるジョン・ロールズが、分配的正義における功績概念の役割を否定していたという事情が影響していたものと思われる。結果として、功績概念自体の解明、およびそれを基底にしたタイプの応報主義についての探究は深められてこなかった。

しかしこのような理論的欠缺を埋める思想資源の文脈が国外には存在していた。第1に、ロールズの提起した功績否定論は、国外の理論動向においては必ずしも受容されたわけではなかった。たとえばジョージ・シャーのように、ロールズの議論に反し、分配的正義を含めて規範的正義論における功績概念の分析と復権を志向する議論も存在していた。第2に、応報主義を含めた刑罰起訴論全般への法哲学分野からの関心は、ハートのような古典的著作だけでなく、近年においても、たとえば応報主義の擁護の論陣を張るジェフリー・マーフィーの一連の議論に見られるように、けして薄れていない。こうした思想資源を手掛かりに、功績の概念と中心として、刑罰についての応報主義の内実と正当化可能性を探究することが可能かつ必要であると思われた。

### 2. 研究の目的

以上のことを背景に、本研究では次の3点を目標としていた。第1に、近年の英米分析法理学の知見を踏まえて、功績概念の分析と正義論におけるその規範的位置づけを明らかにする。第2に、その上で、功績の観念に訴えた刑罰の正当化根拠論(功績基底的応報主義)をそれ以外の刑罰理論との比較査定も視野に入れつつ、擁護する。第3に、かかる功績基底的応報主義が修復的司法や被害者参加制度などの新しい制度動向もふくめた刑事司法実践一般に対していかなる含意を有するのかを探究する。

### 3. 研究の方法

本研究は、主として現代の分析法理学の関連著作を批判的に精査する文献研究によって進められた。

### 4. 研究成果

功績概念の分析と現代正義論におけるその位置付けについて、分析系法哲学の蓄積をサーヴェイしつつ、整理・検討した。その際、とくに分配的正義の領域において功績に応じた分配という正義構想を退け、功績と正義の無関連性を主張したとされるロールズの議論に焦点を当てることとした。ロールズのこの議論は、すでに述べたように、現代正義論(のうちとくにリベラルな立場)において、功績の概念がほとんど顧みられなくなる傾向を生み出した原因となったという意味で重要だと考えたためである。

この論点をめぐるロールズ以後の論争を検討した結果、次のことが指摘できた。(1)たしかに分配的正義の分野において、ロールズは功績に応じた分配理念の前-制度的妥当性を否定している。そして、その論拠は一定の説得力を持っている。(2)しかし、そのことは応報的正義の分野において功績の概念が理論的役割を果たす可能性をただちに否定するわけではない。むしろたとえば、マイケル・サンデルは、ロールズの提示した論拠は分配的正義の領域のみならず、匡正的正義の領域にも同様に妥当すると指摘し、これを一種の *reductio* として扱い、功績の概念が正義にとって重要であるという結論を引き出している。

これは正義における功績の役割についての興味深い一般的問題(分配的正義において功績概念の規範的役割を否定するならば、同様に匡正的正義の領域においても功績概念の役割を否定してしまうことになるように思われ、そして、それは不当に思える)を形成している。本研究では、この問題をめぐり、モリアーティ(Jeffrey Moriarty)やシェフラー(Samuel Scheffler)らが展開した議論を批判的に検討した。

その結果、サンデルらの結露を採用する必要はないと本研究では考えた。というのも、分配的正義に関するロールズの功績否定論は分配的正義に関する理想理論の一種である。分配的正義についての理想理論について功績感応的な分配が正しくないのだとしても、そのことは非理想

理論において、功績が基底的作用を果たさないことを直ちに意味しない非理想状況においては、正義の自然的義務への違背傾向という道徳的価値を功績根拠として当該個人はそれに応じた刑罰に値するという主張は、ロールズや他のリベラルな正義の理論家にとって可能であり、かつ適合的な発想に思われる。したがって、功績に応じた分配を否定するリベラルな立場からも功績概念を基底にしたある種の応報主義的刑罰論を擁護できる。

実際のところ、ロールズは、社会制度が「協同」によって成立・維持されており、それに依拠して各人の良き生の構想の実現が可能になっている以上、そのシステムの「負担」「利益」は公正な仕方では各人に分たれなくてはならないことを夙に強調していたし、この点は他のリベラルな正義の理論家にも多かれ少なかれ共有されている。この根本的発想からすれば、正義の自然的義務への違背傾向という道徳的価値を功績根拠としてそれに相応した取り扱いを与えることは、公正さの要求であることになるだろう。

以上の立場は、刑罰についてのフェアプレイ論ないし不公正利得論へと接続される。すなわち、功績基底的な応報主義は、刑罰に関するフェアプレイ論の一種として理解される。これが本研究において、見出された知見である。このことは、刑罰に関する応報主義がよく言われているような復讐実践の単なる残滓ではなく、リベラルな立場にとっても真剣な理論的検討に耐えうる立場として構築しうることを意味しており、その点で意義を持つと言える。この知見は、日本法哲学会における統一テーマ報告「功績(desert)」概念と応報」および論文「ロールズにおける功績の非対称性問題」(『横浜法学』)として発表した。

しかし、刑罰についてのフェアプレイ論には典型的な複数の批判がある。本研究ではそのうちのいくつかの批判には応答できると論じたが、やはり問題が残ることは認めざるを得なかった。また、以上の議論からは、分配的正義における功績の役割については、一定の立場を結論づけることはできなかった。ゆえに、むしろ匡正的正義の領域における上述の議論を踏まえた上で、それと整合的な形で、分配的正義における功績の規範的位置づけを再検討する必要があると考えに至った。

しかし、このような研究の進展とともに、この立場をより十全に展開するためには、現代リベラリズムそのものに対するより包括的な検討が必要と考えるに至った。というのも、功績基底的な分配構想が固有の意義を持った立場として構想されるためには、一定の個人の達成や徳性について、それに相応した分配を行わなければならないという立場に与する必要があるところ、このような功績基底的な分配構想は、一種の卓越主義的分配構想であると思われるからである。このような研究方向のシフトに伴い、リベラリズムの諸形態、とくに政治的リベラリズムとリベラル卓越主義について、集中的に検討することを始めた。

この結果、政治的リベラリズムに関する検討の成果の一部として、世界法哲学会において 'Political Liberalism and Immigration' というタイトルで報告を行った。そこでは政治的リベラリズムが、異なる包括的教説への寛容を謳いつつ、実際にはその重なり合う合意を維持するために、社会のメンバーの信念を固定化する「封じ込め(containment)」を要請することを、移民政策との関連で論じた。また、リベラル卓越主義については、とくに Joseph Raz 以降の Alexandra Couto をはじめとした議論を総括しつつ、それが個人の自由の保障と卓越主義的介入の両立に結局失敗しており、棄却されるべきだと結論付けた(「自由と卓越の隘路: リベラル卓越主義の検討」『横浜法学』26(3), 141-171)。

しかし一方で、功績感応的分配を適切に位置付けるには、ある種の卓越主義的实践がリベラリズムの枠内で許容可能であると主張する必要がある。そのために、本研究では、リベラリズムの中立性の理念と卓越主義的实践の両立可能性を、典型的なリベラル卓越主義とは別な形で正当化できないかと考えた。このような関心から、諸個人の良き生の構想に対する国家の中立性の要請をめぐる概念史を検討した。中立性への賛否が政治的リベラリズムとリベラル卓越主義を分けるメルクマールのように言われているが、実際にはそれは誤解であり、適切に再構成された中立性の理解に立てば、中立的であることと維持しつつ、一定の卓越主義的实践を適切に容認しつつ、文化や言語への中立的实践を同時に正当化できる。本研究では、アラン・パッテンらの議論を批判的に検討し、以上のように結論づけた。こうした議論は、The 1st IVR Japan International Conference における英語報告 (Reviving Neutrality and Its Implication) で発表した。また、中立性に関する哲学的検討は低調であるように従来言われてきたが、とくにヨーロッパ諸国を中心として、移民の流入を背景に、宗教的实践に対する国家の対応のあり方を考える際の一つのキー概念になりつつあることも発見した。

また研究の途上で、卓越主義的实践とリベラルな中立性との両立という同種の問題関心を展開する議論としてマシュー・クレイマーの *Liberalism With Excellence* における卓越主義論があることを発見し、これを包括的に検討した。また、宗教や文化への中立性理念の適用について、より詳細な議論を展開しているセシル・ラボードの論考への検討・批判も行った。彼女は善の中立性という理念が前提している「善の構想」という概念が曖昧であることを指摘し、政教分離論の文脈に即して、中立性についての「分解アプローチ」と呼ぶ議論を展開している。この方向性は基本的に正しいと思われる。このアプローチは卓越主義的实践についても適用可能と思われる。クレイマーとラボードについての上記の検討は、東京法哲学研究会において試行的に発表されたものの、活字化については出版プロジェクトの遅れによって年度内には間に合わなかった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 米村幸太郎	4. 巻 26(3)
2. 論文標題 自由と卓越の隘路：リベラル卓越主義の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 横浜法学	6. 最初と最後の頁 141 - 171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） info:doi/10.18880/00011720	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 米村幸太郎	4. 巻 3
2. 論文標題 2つのパターナリズムと中立性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 米村幸太郎	4. 巻 24
2. 論文標題 ルールにおける功績の非対称性問題	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 横浜法学	6. 最初と最後の頁 197-220
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 0件/うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Kotaro YONEMURA
2. 発表標題 Reviving Neutrality and Its Implication / Reviving Neutrality and Its Implication
3. 学会等名 The 29th IVR World Congress（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 米村幸太郎
2. 発表標題 芸術や宗教に対して中立的であるとはどういうことか? :KramerとLabordeの議論を検討する
3. 学会等名 東京法哲学研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 米村幸太郎
2. 発表標題 定年後のシニアの処遇低下はどこまで許されるのか?
3. 学会等名 「まだ出来る人」の隙間時間活用シンポジウム 人生100年時代のシニア雇用における課題と展望
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kotaro YONEMURA
2. 発表標題 Reviving Neutrality and Its Implication
3. 学会等名 The 1st IVR Japan International Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kotaro Yonemura
2. 発表標題 Political Liberalism and Immigration
3. 学会等名 XXVIII World Congress of the International Association for the Philosophy of Law and Social Philosophy (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kotaro YONEMURA
2. 発表標題 Political Liberalism and the Exclusion Problem
3. 学会等名 Workshop on Happiness, Well-being and Unrest (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 米村幸太郎
2. 発表標題 「功績 (desert)」概念と応報
3. 学会等名 日本法哲学会
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考